



個人情報保護委員会 Business Introduction

業務案内



Personal Information Protection Commission



個人情報保護委員会の組織理念

～人と社会の信頼の基礎を築くために～

令和4年3月30日
個人情報保護委員会

個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下単に「法」という。）に基づき設置された合議制の機関です。その使命は、独立した専門的見地から、同法の目的規定にあるとおり、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報（特定個人情報を含む。）の適正な取扱いの確保を図ることです。

これを踏まえ、プライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有する個人情報が適正に取り扱われることへの信頼の基礎を築き、私たちは、ここに組織理念を掲げます。

① 個人情報等をめぐる国内外の状況変化等に対する制度的な取組

官民や地域の枠を越え、さらには国境を越えた様々な主体によるデータ連携、諸外国におけるデータ保護をめぐる制度の見直し等の国際的な議論やAI等のデジタル技術の急速な進展等、個人情報等をめぐる国内外の状況変化等に適時適切に対応するため、多様な関係者とコミュニケーションを図りながら、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するための制度的な取組を行います。

② 個人情報の取扱状況等を的確に把握し機動的に対応する監視・監督

漏えい等報告や個人情報の取扱状況等に関する相談・情報を活用することに加え、特に行政機関等に対しては定期的・計画的な実地調査を行うことにより、公的部門及び民間部門の各主体に対する効率的かつ効果的な監視・監督を行います。また、同様の事案の再発防止等に資する観点から、個別の事案から得られる課題や対応策等について、積極的に情報発信していきます。

③ 信頼性が確保された自由なデータ流通（DFFT）の推進をはじめとする戦略的取組

個人情報等を含むデータが安全・円滑に越境移転できる国際環境を構築するため、国際的な枠組みでの議論や米国・欧州等の各国・地域との対話等を通じて、DFFTの発信や連携強化を図ります。さらに、最新の国際動向の把握に努めるとともに、外国の個人情報保護当局との執行協力体制の強化に取り組みます。

④ 特定個人情報の安心・安全の確保に向けた取組

我が国の重要な社会基盤（インフラ）である個人番号制度[※]に基づき、特定個人情報が行政機関等や事業者において適正に取り扱われるよう、指導・助言、検査等を適時適切に行います。また、そこで明らかになった課題等を踏まえ、特定個人情報の適正な取扱いが浸透するよう、様々な手法を用いて支援を行います。

また、特定個人情報を利用する行政機関等が総合的なリスク対策を自ら評価し公表する制度（特定個人情報保護評価）の適切な運営に取り組みます。

⑤ 多様な主体に対する分かりやすい情報発信

法の正しい理解の促進や個人が自らの個人情報等の保護や利活用についての認識や理解を高めるため、行政機関、地方公共団体、事業者等に加え、国民一人ひとりの多様な主体に対して広くタイムリーな情報発信を行います。その際、それぞれの主体が持つ課題やニーズに即した多様なアプローチにより、分かりやすい広報・啓発に取り組みます。

⑥ 個人情報保護制度の司令塔としてふさわしい組織体制の整備

高い専門的・技術的知見を蓄積しつつ、個人情報保護制度に関する企画立案、総合調整、監視・監督等の役割を適切に果たし、その実効性を確保するための体制強化を進めます。また、関係省庁や認定個人情報保護団体などをはじめとする関係機関とも緊密に連携協力していきます。さらに、委員会としても、情報セキュリティ対策を徹底します。

※については、13.14 ページに簡単な説明があります。



個人情報保護委員会とは

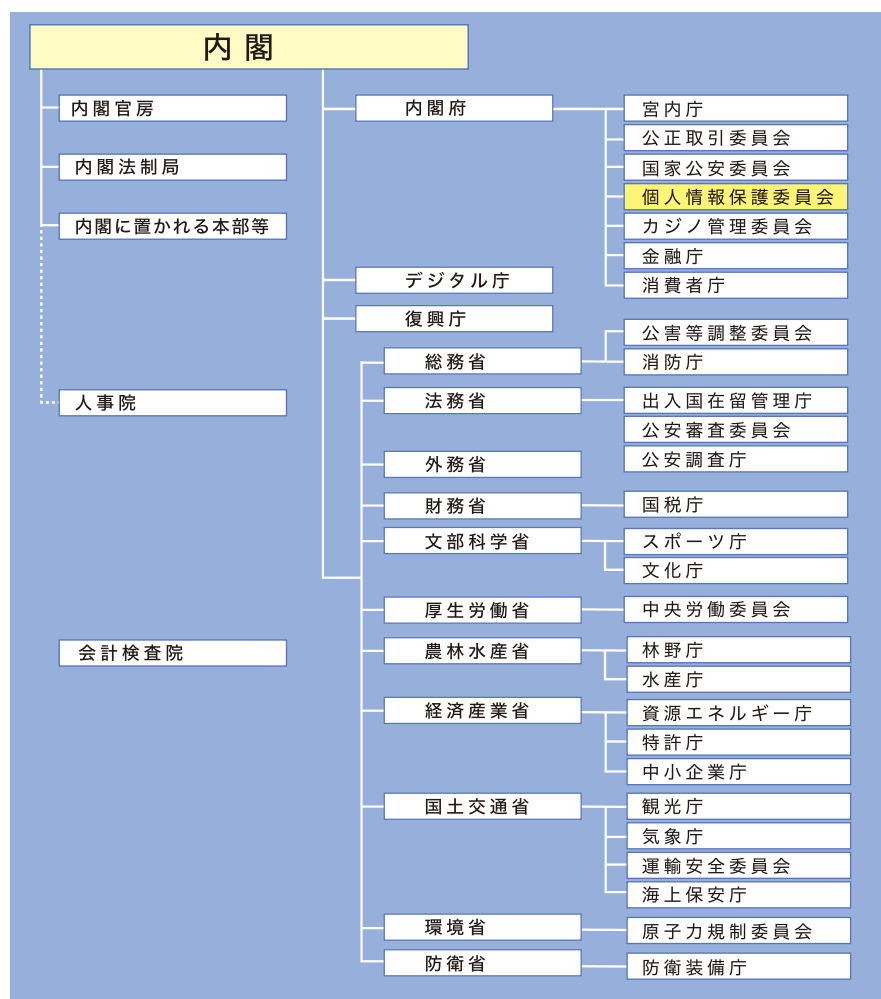
1. 個人情報保護委員会について

個人情報保護委員会(以下「委員会」といいます。)*は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。)*を所管し、個人情報を取り扱う国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等及び民間事業者に対し個人情報保護法に基づく監視・監督を行うとともに、特定個人情報を保有する国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等及び民間事業者に対し行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」といいます。)*に基づく監視・監督を行う機関です。国の行政機関を含むあらゆる監視・監督対象からの独立性が必要であることから、内閣総理大臣の所轄に属し、内閣府の外局である合議制の機関として、マイナンバー法に基づき平成26年1月1日に設置された特定個人情報保護委員会を改組して、平成28年1月1日に設置されました(いわゆる三条委員会として設置)。

行政機構図上は、内閣府の外局となっていますが、その職務の性質上、厳格な中立性と高度の専門性が必要とされることから、職権行使の独立性が法定され、他からの指揮監督を受けることなく職務を遂行します。

また、委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命し、その職権行使の際の独立性が明示的に定められています。委員会は、委員長及び委員8人で構成され、任期は5年(ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間)です。また、委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局が置かれています。令和5年度末の定員は221名です。

国の行政機関の組織図 (令和4年7月1日時点)



委員長及び委員一覧 (令和5年4月1日時点)

委員長	丹野 美絵子
委員 (常勤)	小川 克彦
委員 (常勤)	中村 玲子
委員 (常勤)	大島 周平
委員 (常勤)	浅井 祐二
委員 (非常勤)	加藤 久和
委員 (非常勤)	藤原 静雄
委員 (非常勤)	梶田 恵美子
委員 (非常勤)	高村 浩

委員長及び委員の略歴は、
委員会のホームページをご覧ください。



個人情報保護委員会とは

2. 個人情報保護法とは

■ 個人情報保護法の目的・構成

個人情報保護法は、「個人情報」の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、「プライバシー」の保護を含む個人の権利利益を保護することを目的とする法律です。

我が国の個人情報保護制度の「基本法」として基本理念、基本方針の策定や国等の責務等を定めるほか、民間事業者や行政機関等の個人情報の取扱いに関する「一般法」として民間部門及び公的部門における必要最小限の規律を定めています。

また、委員会の設置根拠や民間部門及び公的部門に対する監視・監督権限についても定めています。

【目的】(第1条)

この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

【構成】

第1章 総則

第2章 国及び地方公共団体の責務等

第3章 個人情報の保護に関する施策等

第4章 個人情報取扱事業者等の義務等

第5章 行政機関等の義務等

第6章 個人情報保護委員会

第7章 雑則

第8章 罰則

個人情報保護法の全体像

憲法・判例

(第13条：個人の尊重等、第21条：通信の秘密等、第35条：住居の不可侵)

個人情報保護法・政令・規則 [基本法]

(1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務等・個人情報保護施策等)

個人情報の保護に関する基本方針

(個人情報保護施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、官民の幅広い主体に対し、具体的な実践に取り組むことを要請)

個人情報保護法・政令・規則

(4・8章ほか：個人情報取扱事業者等の義務等、罰則等)

【対象】民間事業者 ※一部の独立行政法人等を含む。

ガイドライン

Q&A

民間部門 [一般法]

個人情報保護法・政令・規則

(5・8章ほか：行政機関等の義務等、罰則等)

個人情報保護法施行条例

【対象】行政機関(国)・独立行政法人等・地方公共団体の機関・地方独立行政法人

ガイドライン・事務対応ガイド

Q&A

公的部門 [一般法]

注1 個人番号(マイナンバー)や医療分野等においては、上記一般法に優先して適用される特別法も遵守する必要。

注2 金融関連分野、医療関連分野や情報通信分野等の特定分野においては、上記ガイドライン等のほか、当該分野ごとのガイドライン等も遵守する必要。

注3 独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の一部である国公立の病院・大学等の法人又は業務については、基本的には民間部門の規律が適用されるが、個人情報ファイル、開示等及び匿名加工情報に関する規律については、公的部門の規律が適用。

注4 民間部門においては、対象事業者に対する苦情処理、情報提供や指導等を行う認定個人情報保護団体に対し、対象事業者における個人情報等の適正な取扱いに関する自主的なルール(個人情報保護指針)を作成する努力義務があり、対象事業者は当該指針も遵守する必要。

注5 EU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データについては、上記法令及びガイドライン等のほか、補完的ルールも遵守する必要。

個人情報等の適正な取扱いに関する政策の基本原則

委員会では、個人情報等の適正な取扱いに関する政策の基本原則を示しています
(令和4年5月25日 個人情報保護委員会)。

TOPIC

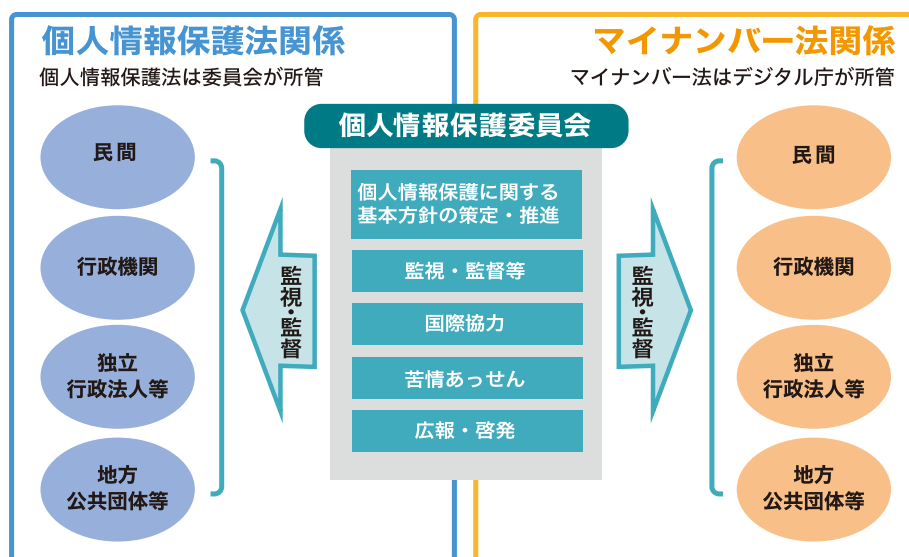
- 「個人情報保護に関する基本方針[※]」も踏まえ、プライバシーを含む個人の権利利益を保護するための個人情報等の適正な取扱いに関する基本法たる個人情報保護法において、同法 第4条及び第129条第1号等の規定に基づき、各府省等の国の行政機関が、公的部門（行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）及び民間部門（個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者、個人関連情報取扱事業者及び学術研究機関等）の各主体による個人情報等の取扱いに関する政策（法令等による制度、実証事業や補助金等の予算関係施策、税制措置、システム整備等）を企画立案・実施するに当たり、当該政策目的の実現と、個人情報等の適正な取扱いによる個人の権利利益の保護との整合性を確保しつつ取り組むための基本的な視座を示すものです。
- 「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する OECD 理事会勧告」等を踏まえたものであり、今後、個人情報保護法の施行状況等を踏まえ、適宜更新される場合があります。
- 各府省等の国の行政機関においては、次の7つから構成される本原則との整合性を図りつつ、個人情報等の取扱いに関する政策の企画立案・実施に取り組むことが期待されています。

- | | | |
|-------------------------|---------------------|---------------------------|
| 1. 個人情報等の取扱いの必要性・相当性 | 2. 個人情報等の取扱いに関する適法性 | 3. 個人情報等の利用目的との関連性・利用の適正性 |
| 4. 個人情報等の取扱いに関する外延の明確性 | 5. 個人情報等の取扱いの安全性 | 6. 個人情報等に係る本人関与の実効性 |
| 7. 個人情報等の取扱いに関する透明性と信頼性 | | |

3. 委員会の所掌事務について

委員会の所掌事務は、個人情報及び特定個人情報の取扱い等に関する監視・監督並びに苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力、基本方針の策定・推進、特定個人情報保護評価[※]、広報・啓発、調査・研究、国際協力等が規定されています。具体的な業務内容については、次頁以降にて紹介します。

個人情報保護委員会の任務



個人情報保護法に関する業務

1. 個人情報保護法の整備・改正に関する業務

委員会は、個人情報等をめぐる国内外の状況変化や、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」という個人情報保護法の目的を踏まえながら、必要に応じて個人情報保護法制の見直しを行っています。

また、個人情報の保護に関する基本方針の策定等を行い、官民の幅広い主体による地域や国境を越えた個人情報等の取扱いについて、保護及び適正かつ効果的な活用の促進のための取組を推進しています。

このほか、民間事業者や行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として、個人情報保護法に基づく具体的な指針としてガイドラインを策定しているほか、ガイドライン等に関する具体的な事例を示したQ&A を公表しています。



TOPIC

令和2年改正法

■令和2年改正法の成立

個人情報保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、個人情報を活用した新産業の創出・発展など、個人情報を取り巻く環境は変化しています。このような環境変化に対応するため、平成27年改正法の附則では、法律の施行後3年を目処として、個人情報保護法の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされました。

この附則の規定を踏まえ、委員会において検討を重ね、国会審議を経て、令和2年6月12日に個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(以下「令和2年改正法」といいます。)が公布されました。

■令和2年改正法の施行後の取組

令和2年改正法は令和4年4月1日に施行されましたが、法律が円滑かつ適切に運用されるよう、事業者等に対して説明会等を実施するなど、周知広報に取り組んでいます。

令和3年改正法

■令和3年改正法の成立

従来の個人情報保護制度では、民間事業者、国の行政機関及び独立行政法人等、地方公共団体等、それぞれの主体ごとに適用される法令等が異なることに起因する規制の不均衡や不整合によって、官民の枠を超えたデータ利活用の支障が生じる事例が各所で顕在化しつつありました。

このような不均衡や不整合を可能な限り是正するため、3本の法律を個人情報保護法に統合し、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通のルールを規定する「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(以下「令和3年改正法」といいます。)」が令和3年5月19日に公布されました。また、これに伴い、委員会は個人情報等の取扱いについて、一元的に監視・監督を担うことになりました。

■令和5年4月1日の全面施行後の取組

国の行政機関、独立行政法人等は令和4年4月1日、地方公共団体等は令和5年4月1日から個人情報保護法が適用され、委員会の監視・監督の対象となりました。

これまで令和3年改正法の全面施行に向けた、ガイドラインや事務処理の参考となる事務対応ガイド、Q&A等を策定・公表しました。また、全ての都道府県・市区町村を対象とする説明会の開催や、日々寄せられる個人情報保護法の解釈に関する照会への必要な助言等を通じて、改正法施行に向けた地方公共団体等が行う準備の様々な支援を行ってきたほか、現在は、令和3年改正法が円滑かつ適切に運用されるよう、その周知広報に取り組んでいます。



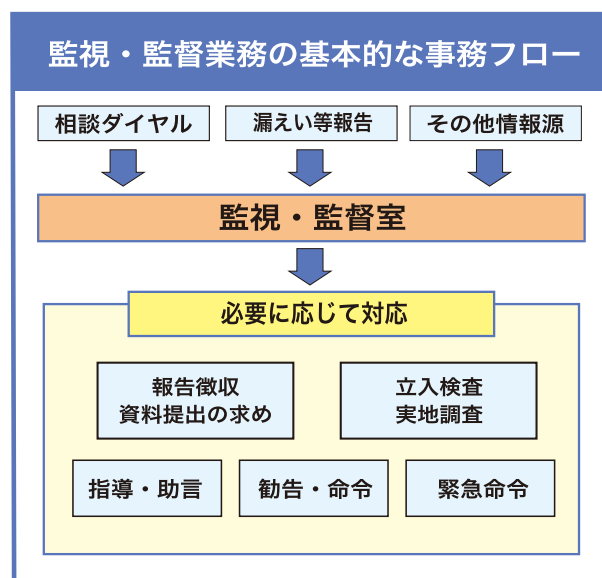
2. 個人情報保護法に基づく監視・監督等

■漏えい等の事案に関する報告の受付

個人情報取扱事業者^{*}や行政機関・地方公共団体等は、漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして委員会規則で定める場合に、委員会への報告及び個人情報の本人への通知が義務付けられています。

漏えい等事案の報告を受けた場合、委員会では事実関係及び再発防止策の確認等を行うとともに、同種の事態が起きないように必要に応じて指導等を行っています。

漏えい等事案の報告の多くは、書類及び電子メールの誤送付、書類及び電子媒体の紛失ですが、インターネット等のネットワークを経由した不正アクセス等もあり、不正アクセス事案は1件当たりの漏えい等人数が多くなる傾向にあります。



■報告徴収、資料提出の求め、指導・助言、勧告・命令等

個人情報が適切に取り扱われていない場合、委員会は、個人情報取扱事業者等や行政機関・地方公共団体等に対して必要な指導・助言、報告徴収、資料提出の求め、立入検査や実地調査を行い、法令違反が認められる場合には勧告や命令を行うことがあります。

近年の事例では、自社が取り扱う個人情報の範囲やその保管状況を把握せず、不正アクセスにより多数の個人情報の漏えいのおそれを生じさせた個人情報取扱事業者に対し、定期的な棚卸しの実施等による個人情報の取扱状況の適切な把握を行うことを求める指導や、行政機関等に対し委託先の監督や職員に対する研修を適切に行うよう求める指導を実施しています。

■個人情報の取扱い等に関する注意喚起

監督業務で取り扱った個別事案等を踏まえ、個人情報取扱事業者等に対して広く注意喚起すべき問題点を抽出し、委員会ウェブサイトにて注意喚起を掲載しています。令和4年度においては、USB メモリの紛失事案を踏まえた電子媒体を取り扱う場合の安全管理措置、従業員の監督及び委託先の監督の必要性や、不正アクセスによる漏えい等の発生を踏まえたセキュリティパッチの適用等について周知しています。

■個人情報保護法の域外適用^{*}

委員会は、外国に所在する個人情報取扱事業者からも不正アクセス等を原因とした個人データの漏えい等事案の報告を受け、事実関係や再発防止策の確認を行っています。

■個人情報保護法に基づく行政機関等の調査

行政機関等における個人情報の取扱状況を継続的に調査するため、行政機関等に対し順次計画的に実地調査を行うほか、毎年度全ての行政機関等を対象とした施行状況調査を実施しています。



個人情報保護法に関する業務

3. 個人情報の適正かつ効果的な活用促進

■PPC ビジネスサポートデスクの運用 (PPC: 委員会の英略称です。)

AI・ビッグデータ時代を迎え、個人情報等の活用が一層多岐にわたる中、委員会による相談体制の一層の充実を求める意見に適切に対応する観点から、令和2年度より「PPCビジネスサポートデスク」を設置しています。本デスクでは、事業者が新たに予定しているビジネスにおける個人データの取扱い(第三者提供、委託、共同利用等)や、新技術を用いた新たなビジネスなどについて、幅広い業種からの相談に応じています。



■ガイドラインおよびQ&Aの改正

委員会に設置されている「個人情報保護法相談ダイヤル」[※]や「PPCビジネスサポートデスク」に寄せられた問合せの内容や、事業者から寄せられた質問等も踏まえて、ガイドラインやQ&Aを改定し、個人情報保護法の解釈の明確化等を図っています。

■匿名加工情報[※]及び仮名加工情報[※]に関する情報発信

個人情報保護法では、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、ビッグデータを利活用できる環境を整備するために、匿名加工情報制度が設けられています。また、イノベーションを促進する観点から、令和2年改正法により仮名加工情報制度が設けられました。匿名加工情報及び仮名加工情報の作成や利用に当たっての留意点、利活用事例を掲載した事務局レポートを作成及び公表し、適切な利活用を促しています。

4. オプトアウト届出の公表

個人情報保護法の規定に基づくオプトアウト[※]手続による個人データの第三者提供をしようとする者については、オプトアウト手続を行っていること等を委員会へ届け出ることが義務付けられており、届出を受け付けた事業者は委員会ウェブサイトにて公表しています。

5. 認定個人情報保護団体に関する取組

認定個人情報保護団体[※](以下「認定団体」といいます。)については、認定団体の役割・機能の強化に資するように、事務局から法令やガイドライン等の改正時の速やかな情報提供のほか、各認定団体からの個人情報の取扱いにかかる状況のヒアリング・相談対応などを行っています。また、個々の認定団体が主催する対象事業者等向けの個人情報保護法に関する説明会への講師派遣や委員会主催の対象事業者向け実務者研修会を実施しています。

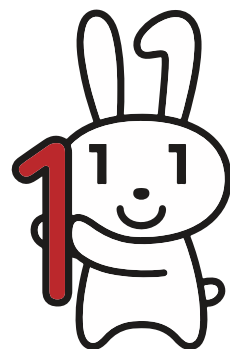
6. 民間の自主的取組の推進

事業者におけるデータガバナンス体制の構築を支援するために、PIA[※](個人情報保護評価)の意義と実施手順に沿った留意点等を示すとともに、データマッピング・ツールキットを委員会ウェブサイトにて公表しています。



マイナンバー法に関する業務

マイナンバーの取扱いに関する監視・監督、マイナンバーの取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせんやその処理を行う事業者への協力に関する業務を担っています。また、マイナンバー法（所管はデジタル庁）に基づく委員会規則やガイドラインの改正、漏えい等事案に関する報告受付といった業務のほか、情報提供ネットワークシステム[※]の監視の役割も担っています。



1. 監視・監督

■漏えい等事案に関する報告の受付と再発防止に向けた指導・助言等の実施

特定個人情報の漏えい等又はそのおそれのある事案その他のマイナンバー法違反又はそのおそれのある事案については、委員会への報告を求めており、委員会はこれまでの監視・監督活動を通じて蓄積してきたノウハウをいかし、再発防止策等の確認を行うとともに、同種の事態が起きないように指導等を行っています。

■立入検査等の実施について

委員会では年度ごとに検査計画を策定し、立入検査を実施しています。近年では法令及びマイナンバーガイドラインの遵守状況、特定個人情報保護評価書記載事項の実施状況等確認のため、行政機関や地方公共団体等への立入検査を実施し、指摘事項については改善報告を求めています。

■監視・監督システム[※]を用いた情報連携の監視

情報提供ネットワークシステムにおいて、行政機関等の職員による不正な利用がないか確認するため、監視・監督システムを用いて情報連携される情報提供等記録について分析を行い、情報連携の照会内容について、ヒアリング調査を行なっています。

■地方公共団体等の特定個人情報の取扱いに関する定期的な報告の確認

特定個人情報ファイル[※]を保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、毎年度、マイナンバーの漏えい、滅失又は毀損の防止等適切な管理のために講じた措置その他当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いに係る事項を報告することとされています。委員会では報告内容を確認し、地方公共団体等に対し必要に応じて情報提供等の支援を行っています。



マイナンバー法に関する業務

2. 特定個人情報保護評価

行政機関の長等が、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に委員会規則等が定めた手続に従い、特定個人情報保護評価を実施する必要があります。

■特定個人情報保護評価書の承認等

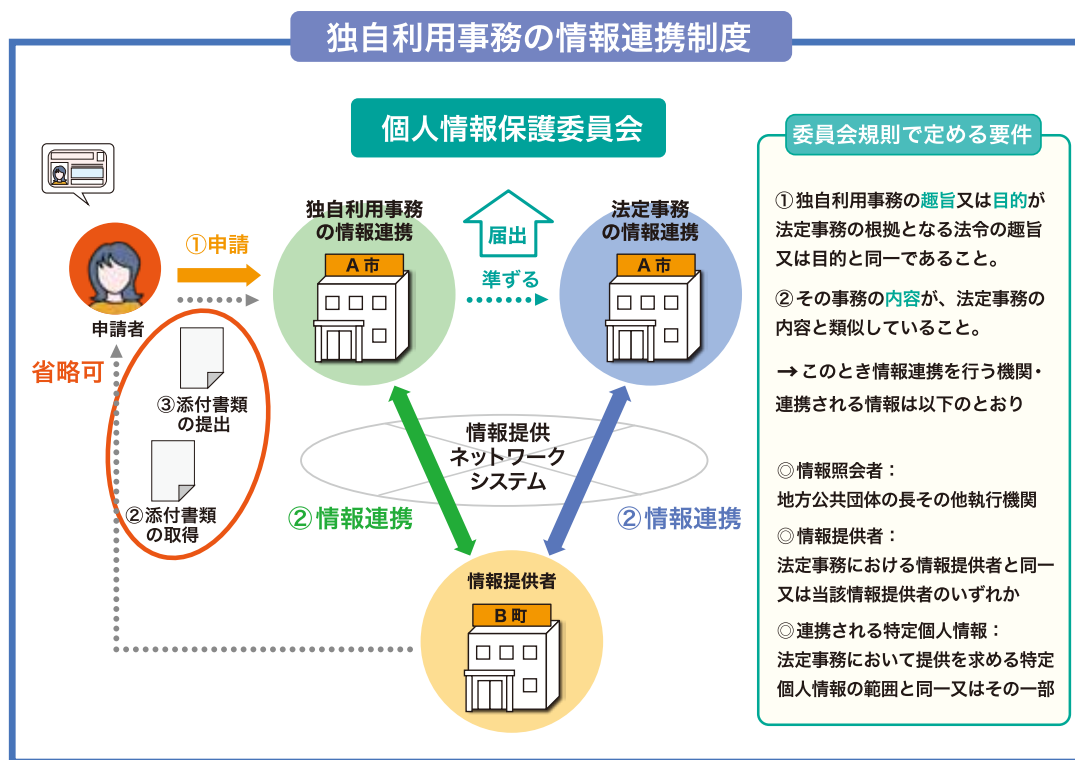
地方公共団体等を除く行政機関の長等が全項目評価を実施する場合、マイナンバー法等に基づき委員会の承認を受けた後、公表することが義務付けられています。

地方公共団体等が全項目評価を実施する場合、条例等に基づき地方公共団体等が設置する個人情報保護審議会等による第三者点検を受け、委員会へ提出した後、公表することが義務付けられています。

3. 独自利用事務の情報連携

独自利用事務とは、マイナンバー法の規定により、社会保障・税・防災に関する事務その他これらに類する事務であって、各地方公共団体が条例で定める事務をいいます。

マイナンバー（個人番号）の利用は、マイナンバー法に定められた事務に限定されています。独自利用事務についても、マイナンバー法の規定により、委員会規則で定める要件を満たす場合に、委員会に届け出ること、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を行うことができます。



独自利用事務の情報連携：情報提供ネットワークシステムを使用して他の行政機関、地方公共団体等が保有する特定個人情報を照会・提供することを「情報連携」といいます。

1. 説明会等への講師派遣

個人情報保護法の適用を受ける幅広い事業者、国の行政機関等及び地方公共団体等の職員への現行の法制度の周知のほか、認定団体や事業者団体、消費者団体等の様々な関係者に対して、対面形式以外にオンライン形式で説明会等への講師派遣を行っています。

2. ハンドブック等の広報資料の作成・配布

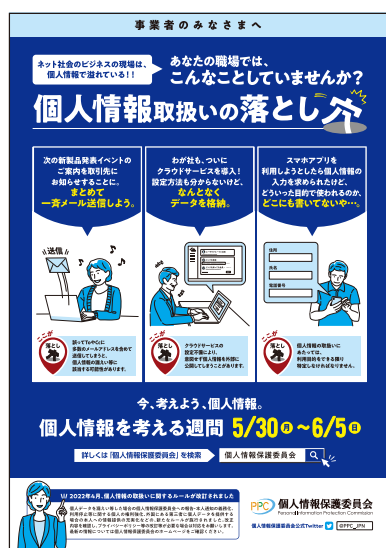
- ・個人情報取扱事業者向け冊子「個人情報保護法ハンドブック」
 - ・中小規模事業者向け冊子「はじめての個人情報保護法～シンプルレッスン～」
 - ・中小規模事業者向け動画「個人情報の取扱いに関するヒヤリハット事例」
 - ・個人情報取扱事業者の社員向け動画「個人情報保護法の概要と個人情報の安全管理」
 - ・小学生向け動画「取扱注意！みんなの大切な個人情報～SNS・オンラインゲーム編～」
 - ・国民向け冊子「国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の個人情報保護法」
 - ・行政機関・独立行政法人等・地方公共団体の機関・地方独立行政法人向け冊子「令和3年改正個人情報保護法パンフレット」
- 等を作成し、それぞれ委員会のウェブサイトで公表しています。

3. 小学生を対象とした出前授業

小学生を対象として「個人情報の適正な取扱い方」を啓発する出前授業を実施し、ハンドブック等の配布を行っています。

4. 「個人情報を考える週間」の実施

委員会が加盟しているアジア太平洋プライバシー機関(APPA)において取り組むこととされているPrivacy Awareness Weekにおいて「個人情報を考える週間」を設定し、個人情報保護の重要性や個人情報の取扱いに関し、広く国民にお知らせしています。



デジタル社会の進展に伴うデータの流通の増加等に伴い、個人情報を含むデータの円滑な越境流通の重要性が更に増しており、委員会は、DFFT（信頼性のある自由なデータ流通）^{*} 推進のための施策に取り組んでいるほか、各国の法制等の世界潮流の把握に努めるとともに、各国当局との連携の強化を進めています。

1. DFFT 推進の観点から個人情報が安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築

■ グローバルな企業認証制度の構築

一定の個人データの保護要件を満たしている企業を国際的に認証する制度である越境プライバシールール（CBPR）システムは、APEC の取組として、個人データの保護を図りつつ円滑な越境移転に寄与してきています。

2022 年、APEC メンバーのうち、我が国を含む CBPR に参加する 7 か国・地域は、CBPR システムを APEC 域外に拡大すべく、グローバル CBPR フォーラムの設立に向けた宣言を行いました。

■ 国際的なスタンダードの形成

世界各国の個人情報保護政策の基礎・原則となっている OECD プライバシーガイドライン^{*}の見直しに係る国際的な議論を主導する等、国際的なスタンダードの形成に貢献しています。

■ 相互の円滑な個人データ移転の枠組みの維持・発展

個人の権利利益を保護する上で、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している国との間の相互の円滑な個人データ移転の枠組みの維持・発展を図っており、例えば、既にデータ移転枠組みを構築している EU・英国との関係の深化を検討しています。

2. 国際動向の把握と情報発信

委員会は、GPA（世界プライバシー会議）や APPA（アジア太平洋プライバシー機関）フォーラム等の国際会議等において、新たな技術・ビジネス様態と個人情報保護、プライバシーの関係について我が国の取組を積極的に発信するとともに、関係国の対応の把握、連携の深化を図っています。

また、委員会が収集した情報については、政策立案への活用や、国境を越えて活動する事業者による活用に資するよう、広く発信しています。

3. 国境を越えた執行協力体制の強化

事業者等の国境を越えた活動の増加や個人情報を含むデータの国境を越えた流通の増大を受け、自国のみでは対応できない事案のますますの増加が予想されることから、委員会は、委員会が対応する個別の執行事案について、関係各国・機関等との連携を推進し、諸外国からの協力が必要な時にこれが得られるような協力関係の強化に努めています。



1. 個人情報保護法相談ダイヤルにおける対応

個人情報保護法に関する一般的な解釈や個人情報保護制度に関する一般的な質問に回答するとともに、個人情報等の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあっせん及びその処理等を行うための窓口として、個人情報保護法相談ダイヤルを運用しています。

また、電話相談のほか、個人情報保護法に関する比較的シンプルな質問にAIが対応するチャットボットサービス（PPC質問チャット）でも質問を受け付けています。

2. マイナンバー苦情あっせん相談窓口における対応

特定個人情報の取扱いに関する苦情の申出について必要なあっせん等を行う窓口として、マイナンバー苦情あっせん相談窓口を運用しています。

3. あっせんの実施

個人情報保護法相談ダイヤルやマイナンバー苦情あっせん相談窓口に、事業者等の個人情報等やマイナンバーの取扱いに関する苦情が寄せられた場合、必要に応じてあっせんの申出を受け付け、事業者の主張や対応方針等の確認を行い、申出者に対する説明を実施するほか、苦情を処理する事業者に対し助言、情報提供等を行っています。

TOPIC

数字で見る個人情報保護委員会（2021年度活動実績）

個人情報保護法に基づく監督など

漏えい等事案に関する
報告の受付

1,042 件

報告徴収

328 件

指導・助言等

217 件

勧告

3 件

命令

1 件

マイナンバーの適正な扱いに 関する監視・監督

漏えい等事案に関する
報告の受付

170 件

指導・助言等

17 件

報告徴収

74 件

立入検査等

62 件

国際対応

主な国際会議等への参加

49 件

外国機関との対話実績

29 件

相談受付

個人情報保護法相談ダイヤル受付

21,237 件

マイナンバー苦情あっせん相談窓口受付

1,076 件

広報及び啓発

個人情報保護法に関する説明会実施状況

131 回



P1

- ※ **個人番号：**
通称「マイナンバー」のこと。

P2

- ※ **個人情報：**
生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。
- ※ **いわゆる三条委員会：**
国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項又は内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第3項の規定に基づき、府省の外局として設置される委員会組織を指します（国家行政組織法の根拠条文の条番号をとって、三条委員会と通称されています。）。

P4

- ※ **基本方針：**
政府が、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るために策定する基本方針のこと。
- ※ **特定個人情報保護評価：**
行政機関の長等が自ら実施する特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関して評価すること。

P5

- ※ **主体ごとに適用される法令等：**
民間事業者は個人情報保護法、国の行政機関は行政機関個人情報保護法、独立行政法人等は独立行政法人等個人情報保護法、地方公共団体等は当該団体ごとの個人情報保護条例がそれぞれ適用されていた。

P6

- ※ **個人情報取扱事業者：**
個人情報データベース等（個人情報を含む情報の集合体を、コンピュータで検索することができるように体系的に構築したもの）を事業のために用いる者のこと。
- ※ **個人情報保護法の域外適用：**
外国にある個人情報取扱事業者等が、日本国内にある者の個人情報等を外国で取り扱う場合は、個人情報保護法が適用されること。

P7

- ※ **個人情報保護法相談ダイヤル：**
P12「1.個人情報保護法相談ダイヤルにおける対応」参照。
- ※ **匿名加工情報：**
特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報で、当該個人情報を復元することができないようにしたもの。一定のルールの下で、本人同意を得ることなく、事業者間におけるデータ取引やデータ連携等ができる。
- ※ **仮名加工情報：**
他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報。一定のルールの下で、本人同意を得ることなく、利用目的の変更等ができる。
- ※ **オプトアウト手続：**
個人情報保護法にて定められた、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することを例外的に認められる手続きのこと。
- ※ **認定個人情報保護団体：**
業界・事業分野ごとの民間による個人情報の保護の推進を図るために、自主的な取組を行うことを目的として、委員会の認定を受けた法人のこと。



P7

※ PIA :

PIA (Privacy Impact Assessment) とは、個人情報及びプライバシーに係るリスク分析、評価、対応検討を行う手法のこと。個人情報等の取扱いの事前の対策を重視し、事業全体を通じて計画的にプライバシー保護の取組を実施する国際的にも重視されている「プライバシー・バイ・デザイン (Privacy by Design)」の考えを実践する手法のひとつ。

※ データマッピング :

事業者が取り扱うデータを事業者全体で整理して取扱状況等を可視化する作業のこと。

P8

※ 情報提供ネットワークシステム :

行政機関等が特定個人情報の情報連携を行うために構築された、マイナンバー法に定められた事務を行う、専用のネットワークシステムのこと。

※ 監視・監督システム :

情報提供ネットワークシステムを利用して行われる情報連携に係る監視、監督等を行うシステムのこと。

※ 特定個人情報ファイル :

マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイルのこと。

P9

※ 全項目評価 :

特定個人情報保護評価には、基礎項目評価、重点項目評価及び全項目評価の3種類があります。特定個人情報ファイルに記載される人数等を基準として、実施が義務付けられる特定個人情報保護評価の種類を判断します。

P11

※ DFFT (信頼性のある自由なデータ流通) :

Data Free Flow with Trustの略。日本政府が2019年に提唱した概念であり、日本がG7ホスト国となる2023年に向けて、政府全体としてDFFTを推進してきた。

※ OECDプライバシーガイドライン :

OECDプライバシーガイドライン (プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告) は、個人情報保護のための国際的な共通基準であり、ガイドラインが定める個人情報保護のための8原則に基づいて、2003年に日本で個人情報保護法が制定されるなど、日本の個人情報保護法制の基礎をなしています。

※ EU・英国とのデータ移転枠組み :

我が国においては、個人情報保護法第28条に基づくEU及び英国の指定を、EU及び英国においては、一般データ保護規則 (GDPR) 第45条及び英国一般データ保護規則 (UKGDPR) 第45条に基づく我が国の十分性認定を行っており、これにより日EU・日英間の円滑な個人データ移転が確保されています。





Personal Information
Protection
Commission



[所在地]

〒100-0013

東京都千代田区霞が関 3-2-1 霞が関コモンゲート西館 32 階

[電話]

03-6457-9680 (代表)

[アクセス]

東京メトロ 丸ノ内線・千代田線・日比谷線「霞ヶ関駅」A13 番出口より徒歩 4 分

東京メトロ 丸ノ内線・千代田線「国会議事堂前駅」3 番出口より徒歩 7 分

東京メトロ 銀座線「虎ノ門駅」11 番出口より徒歩 2 分

